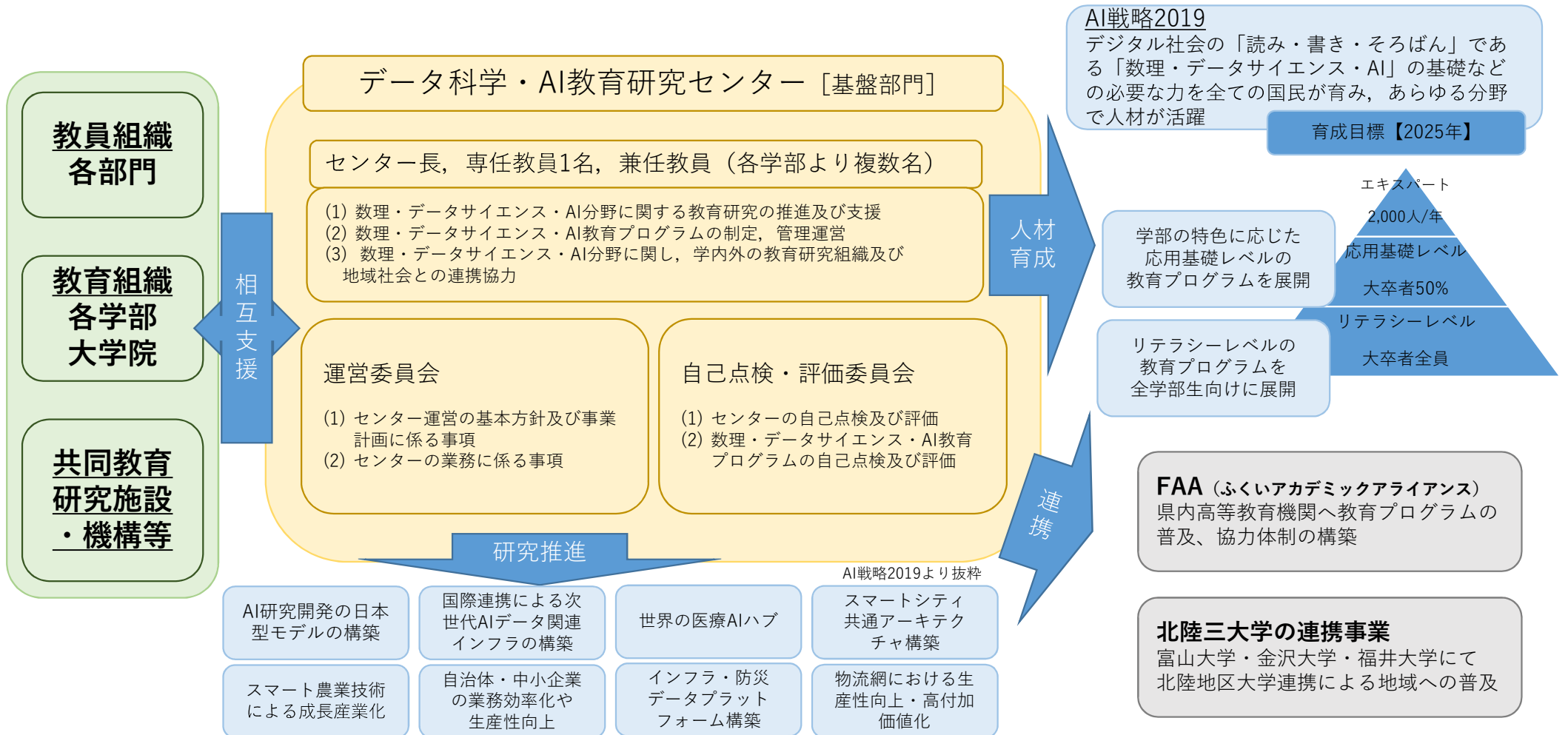


福井大学データ科学・AI教育研究センター概要

Center for Data Science and Artificial Intelligence (略称：DAセンター)



福井大学データ科学・AI 教育研究センター規程

令和3年6月23日

福大規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大学則第1号）第8条の3第2項の規定に基づき、福井大学データ科学・AI 教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、福井大学の教育研究理念と目標を達成するために、学部、大学院及び関連する各学内共同教育研究施設等と連携協力し、数理・データサイエンス・AI 分野における教育研究活動を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 数理・データサイエンス・AI 分野に関する教育研究の推進及び支援に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの制定、管理運営に関すること。
- (3) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検及び評価に関すること。
- (4) 数理・データサイエンス・AI 分野に関し、学内外の教育研究組織及び地域社会との連携協力に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) その他必要な職員

2 センター長、副センター長及び専任教員の選考に関する必要な事項は、別に定める。

3 兼任教員は、所属する部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 センター長は、センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 専任教員及び兼任教員は、センターの業務を処理する。

4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(客員教授等)

第6条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

3 客員教授等の選考は、国立大学法人福井大学客員教授等称号付与規程（平成21年福大規程第1号）の定めるところによる。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、福井大学データ科学・AI教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第8条 福井大学内部質保証規程（令和2年福大規程第1号）第8条及び本規程第3条第3号に定める自己点検及び評価を実施するために、データ科学・AI教育研究センター自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第4条第1項第4号に掲げる兼任教員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

福井大学データ科学・AI 教育研究センター運営委員会要項

令和3年6月23日

学長裁定

(目的)

第1条 この要項は、福井大学委員会規程（平成16年福大規程第36号）第6条第2項及び福井大学データ科学・AI 教育研究センター規程（令和3年福大規程第85号。以下「センター規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、福井大学データ科学・AI 教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 福井大学データ科学・AI 教育研究センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針及び事業計画に係る事項
- (2) センター規程第3条に規定する業務に係る事項
- (3) その他センターに関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 学務部教務課長
- (6) 学務部松岡キャンパス学務課長
- (7) その他運営委員会が必要と認めた者

2 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、副センター長が議長の職務を行う。

(議事)

第4条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 運営委員会に、特定の事項を処理するために、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から施行する。

福井大学データ科学・AI 教育研究センター自己点検・評価委員会要項

令和3年6月23日

学長裁定

(目的)

第1条 この要項は、福井大学データ科学・AI 教育研究センター規程（令和3年福大規程第85号。以下「センター規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、福井大学データ科学・AI 教育研究センター自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) データ科学・AI 教育研究センター（以下「センター」という。）の自己点検及び評価に係る事項
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検及び評価に係る事項
- (3) センターの業務改善、及び数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの教育改善に資する提言に係る事項

(組織)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育、評価担当）
- (2) センター長
- (3) 理事（教育、評価担当）が指名するセンター専任教員及び兼任教員
- (4) 各学部の教務学生委員長又は教育委員長
- (5) 学務部長
- (6) その他評価委員会が必要と認めた者

2 理事（教育、評価担当）は、評価委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、第1項第2号の委員が議長の職務を行う。

(議事)

第4条 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 評価委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、理事（教育、評価担当）が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から施行する。